

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第16号	令和6年6月11日	伊予市役所	産業建設部 環境政策課
題 目(テーマ):暑さしのぐクーリングシェルターの設置について			
提 案 理 由(要旨)			
<p>クーリングシェルターは、指定暑熱避難施設のことで、国が創設する熱中症特別警戒情報発令時に一般開放できる施設として市町村長が指定した施設です。</p> <p>今年の夏は、昨年以上に異常気象となり、猛暑が予想されています。各市町村が冷房設備を有する等の満たす施設「公民館、図書館等」を指定暑熱避難施設として誰でも休憩できるようにすることです。高齢者などの熱中症弱者にも優しい施設になります。すでに24の自治体で設置済と聞いています。</p> <p>県内の市や町でも指定が進められていて、松山市は6月7日、市役所の1階ロビーと保健所の1階ロビーの2か所をクーリングシェルターに指定しました。</p> <p>伊予市においても、IYO夢みらい館等に指定をお願いします。同時に指定場所には給水スタンドの設置もお願いいたします。</p>			
回 答 内 容			
<p>暑さしのぐクーリングシェルターの設置について、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>気候変動適応法の改正により、熱中症対策が強化され、熱中症警戒情報を活用し、自助や周囲の人々や地域の関係者などの共助により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促すとされています。さらに、気温が著しく高くなることにより、重大な健康被害が生じる恐れがある場合には、自助・共助に加えて、熱中症特別警戒情報や指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の活用を含め、行政による公助の積極的な実施等の対策を行うとされています。</p> <p>行政による公助の部分につきましては、今後、指定に関する検討を庁内関係課と進めたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>			